

一般競争入札の実施について

自動販売機設置場所の貸付を、次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告します。

令和3年 1月27日

岐阜市長 柴橋 正直

記

1 入札に付する事項

(2) 自動販売機設置のために貸し付ける場所、面積等

物件 番号	施設名	所在地	貸付箇所 (設置場所)	貸付 面積	設置 台数	最低入札価格 (貸付期間中の賃貸借 料の総額(税抜き))
1	岐阜市中央卸売市場本場	岐阜市茜部新所 2丁目5番地	管理棟正面 底下、屋外	4.88㎡	2台	18,483円
2	岐阜市中央卸売市場本場	岐阜市茜部新所 2丁目5番地	正門南側、 屋外	6.00㎡	2台	22,725円
3	岐阜市中央卸売市場本場	岐阜市茜部新所 2丁目5番地	D電気室前、 屋外	4.50㎡	2台	17,043円
4	岐阜市中央卸売市場本場	岐阜市茜部新所 2丁目5番地	No.3倉庫西、 屋外	6.00㎡	2台	22,725円
5	岐阜市中央卸売市場本場	岐阜市茜部新所 2丁目5番地	No.2関連店舗 底下、屋外	3.00㎡	1台	11,361円
6	岐阜市中央卸売市場本場 仲卸売棟	岐阜市茜部新所 2丁目5番地	3階駐車場青果 事務所北、屋内	2.70㎡	1台	70,614円
7	岐阜市中央卸売市場本場 仲卸売棟	岐阜市茜部新所 2丁目5番地	3階青果通路、 屋内	3.00㎡	1台	78,459円
8	岐阜市中央卸売市場本場 仲卸売棟	岐阜市茜部新所 2丁目5番地	3階中央通路、 屋内	2.40㎡	1台	62,769円
9	岐阜市中央卸売市場 No.1関連	岐阜市西川手 6丁目1番地	南スロープ北、 屋外	3.00㎡	1台	9,759円

(2) 貸付期間

貸付期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間とし、期間の延長及び更新はしない。

2 入札参加資格

本件一般競争入札に参加できる者は、次の要件を全て満たす法人又は個人はとする。

(1) 岐阜市競争入札参加資格者名簿（令和2・3・4年度 物品・委託・その他）に本件公告の日の1か月前までに登録された者で、かつ、本件入札参加申込みの受付期間の最終日から本契約の締結日までの間に岐阜市競争入札参加資格の要件を欠くことがないこと。

(2) 岐阜市競争入札参加資格停止措置要領（昭和62年3月27日決裁）の規定に基づく資格停止を、本件一般競争入札の入札参加申込みの受付期間の最終日から本契約締結日までの間に受けていないこと。

(3) 法人にあっては岐阜市内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては岐阜市内で事業を営んでいること。

(4) 自動販売機の設置から商品補充、売上金の回収、釣り銭の補充等、自ら維持管理及び運営をした3年以上の実績を有していること。

(5) 岐阜市が過去に実施した自動販売機設置場所の貸付けにおいて、次のアからウまでのいずれにも該当していない者であること。ただし、本件の入札日が、次のアからウまでのいずれかに該当することとなった日の属する年度の翌年度から起算して4年目以降の年度に属する場合は、この限りでない。

ア 落札後辞退した者

イ 市有財産に係る賃貸借契約を締結後、契約書に定める契約の解除の規定により契約を解除された者

ウ 賃借人の都合により、賃貸借期間の満了前に契約を解除することになった者

(6) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項各号に掲げる者でないこと。

(7) 岐阜市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成23年3月31日決裁）第3条に規定する排除措置対象法人等に該当しないこと。

(8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象になっている団体及びその構成員でないこと。

(9) 入札に参加しようとする者の間に、次のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、次の関係がある場合において、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、談合等不正な行為とは解さない。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定を受けた会社である場合を除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する場合。ただし、(ア)については、会社の一方が会社更生法に規定する更生会社又は民事再生法の規定による再生手続が係属中の会社である場合を除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

(10) 会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）をした者にあつては、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けていること。

(11) 民事再生法第21条の規定による民事再生手続開始の申立てがなされた者にあつては、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。

3 担当部局

部局名称 経済部 中央卸売市場

電 話 058-271-1341

住 所 〒500-8263 岐阜市茜部新所2丁目5番地（管理棟2階）

4 入札参加申込み

(1) 方法

本件一般競争入札の参加希望者は、(2)の受付期間及び受付時間内に、3の担当部局宛て、本件一般競争入札に係る実施要領（以下「実施要領」という。）に定める書類を持参することにより提出するものとする。なお、郵送、電話、FAX、電子メール等による受付は、行わない。

(2) 受付期間等

受付期間 令和3年1月27日（水）から令和3年2月16日（火）まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定

する休日を除く。)

受付時間 午前9時から午後4時まで。ただし、午前11時45分から午後0時45分までを除く。

5 入札保証金及び契約保証金

免除とする。

6 入札の日時及び場所

(1) 日時

令和3年2月24日（水） 午後1時30分から

(2) 場所

岐阜市中央卸売市場 管理棟3階 大会議室

7 質疑応答

(1) 質問書の受付期間及び受付時間

受付期間 令和3年1月27日（水）から令和3年2月9日（火）まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

受付時間 午前9時から午後4時まで。ただし、午前11時45分から午後0時45分までを除く。

(2) 提出方法

(1)の受付期間及び受付時間内に、指定された様式により作成した質問書を、3の担当部局に持参することにより提出すること。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、提出された質問書に記入された質問内容とそれに対する市の回答を記載した質疑応答集を作成し、岐阜市中央卸売市場のホームページ (<http://www.gifu-ichiba.jp/>) に掲載する方法により公表し、質問書の提出者への個別の回答は行わない。

回答の公表予定日は、令和3年2月16日（火）とする。

8 その他

この公告に定めるもののほか、必要な事項は、実施要領の定めるところによる。